

# 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業実施要領

制 定 令和6年4月2日 農第30790-1号

## 第1 趣旨

農業は、環境との調和を基本とした産業であり、県土や環境の保全といった多面的な機能を将来にわたって発揮していくためには、有機物資源を有効に利用した土づくりを基本に、化学肥料・化学合成農薬を過度に使わない、環境の負荷に配慮した農業が求められている。

さらに、近年は、国際情勢の影響による肥料や燃油、飼料等の世界的な需要拡大や国際物流の停滞・混乱等に伴い、生産資材の価格が高騰し、農業経営を圧迫している。そのため、原料を輸入に依存している化学肥料の使用を減らし、畜産堆肥（以下「堆肥」という。）等の有機物資源を利活用することにより、国際情勢の影響を軽減させ、経営の安定化を図ることができる。

群馬県（以下「県」という。）では、化学肥料・化学合成農薬の過剰な使用に伴い発生する水質汚濁や土壌の地力低下、生物多様性の減少等の環境負荷の低減を図るため、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減に資する取組や、畜産堆肥等の有機物資源の循環に向けた取組など、環境負荷低減・資源循環型農業を推進している。

今後、環境負荷低減・資源循環型農業への転換、行動変容と耕畜連携の促進のため、畜産堆肥活用推進に向けたモデル事業を実施し、堆肥等の利活用に向けた諸課題を明らかにすることで、より効果的な政策を実現する。

## 第2 用語の定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

### 1 有機 J A S 認証取得者

「日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）」により、登録認証機関から有機 J A S 規格の認証を受けた者

### 2 群馬県特別栽培農産物認証取得者

「群馬県特別栽培農産物認証制度（平成13年12月策定）」により、県から生産登録認証を受けた者

### 3 ぐんまエコファーマー

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律37号）第7条の1の規程により、県から環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者

#### 4 エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成 11 年法律第 100 号）（令和 4 年 7 月 1 日廃止）第 4 条の 1 の規程により、県から持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けた者（※エコファーマーの最終認定期日は、令和 10 年 3 月 31 日まで）

#### 5 農業者の組織する団体

次に掲げる要件の全てを満たしていること

ア 代表者の定めがあること

イ 組織及び運営に関する規約等が定められていること

ウ 組織を構成する農家戸数が 3 戸以上であること

#### 6 耐用年数

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号）別表に定める年数。ただし、これによりがたい場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める年数とする。

### 第 3 事業の内容等

本事業の目的、事業実施主体、要件、成果目標、補助対象、補助率、補助額の上限は、別記 1 のとおりとする。

### 第 4 事業の実施基準

1 事業実施主体は、事業実施に当たり、過剰とみられるような施設及び機械（以下「施設等」という）の整備を排除し、徹底した事業費の低減を図るものとする。

また、請負業者の選定等には、原則として事業実施主体自らが 3 者以上からの競争入札又は見積もり合わせを行い、コストの縮減を図るものとする。

2 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもと、地域の活性化を図るよう努めるものとする。

特に、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度を活用することとし、活用できない場合に限り、本事業を実施するものとする。

3 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設、構造及び事業の規模等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を認めることとし、

その場合において、当該直営施工に係る雇用労働者の労務費及び資材費並びにその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。

- 4 補助対象となる施設等については、次のとおりとする。
  - (1) 成果目標の達成に必要かつ適切な能力のものとする。
  - (2) 既存利用施設等の代替として、同種・同能力のものを再度導入する（いわゆる更新）場合は、補助対象としないこととする。ただし、堆肥舎については、既存利用施設の機能向上、適正利用に関わる追加整備的なもの（既存の屋外堆肥盤に屋根を追加整備する場合など）は対象とする。
  - (3) 機械については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械を補助の対象とすることができるものとする。この場合、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとし、農業機械メーカー等による査定書を徴収するものとする。
  - (4) 施設等は、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入など、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、通年で加入等することとし、当該施設等の処分制限期間において、加入等が継続されるものであること。ただし、対象となる保険制度等がない場合は、この限りでない。
  - (5) 堆肥舎の整備にあたっては、将来的な規模拡大等も考慮した上で、適正な規模であることを確認するものとする。
  - (6) 堆肥散布機の導入にあたっては、「農業機械適正導入のてびき（令和4年3月14日農構第30193-4号農政部長通知）」に基づき、適正な能力、台数であることを確認するものとする。
  
- 5 事業実施主体は、環境保全型農業の認証・認定（有機JAS認証、群馬県特別栽培農産物認証、ぐんまエコファーマー認定（エコファーマー認定含む））（以下、「各認証・認定」という。）を受けている、又は受ける予定がある者とする。事業実施主体は、各認証・認定の対象であることが確認できる書類を実施計画書に添付すること。なお、農業事務所長（以下「所長」という。）が確認できる場合は、添付を省略できることとする。
  
- 6 団体が事業実施主体の場合は、以下の要件を満たすものであることとする。
  - (1) 受益者（農業者に限る）3名以上の共同利用であること
  - (2) 事業により導入した施設・機械の管理規程及び利用規程が定められており、耐用年数期間内における財産の管理が明確になっていること、若しくは見込まれるものであること
  - (3) 次に掲げる要件の全てを満たしていること

- ア 代表者の定めがあること
- イ 組織及び運営に関する規約が定められていること
- ウ 各認証・認定を受けている、又は受ける予定がある者が構成員の過半を占めること。  
また、実施年度中に全員が取得するよう努めること。

7 事業実施主体は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

8 次の項目のいずれかに該当する場合は、原則として承認しないものとする。

- (1) 関係する法令、規則、要綱等に遵守されていないものがあること。
- (2) 自力、若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業。
- (3) 実施計画書について、関係者の総意に基づくと認められないこと。
- (4) 申請後における情勢の変化等により、事業の着手までに相当の期間を要し、年度内に事業完了が難しいと認められる事由が発生していること。
- (5) 過去に実施した補助事業が、計画に対して効果発現が相当程度見られない又は成果目標の達成状況が良好と認められないこと。

## 第5 事業の実施手続

### 1 要望の提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、住所地（住所地で営農していない場合は、主たる営農地）の市町村長に提出するものとする。  
実施計画書の作成に当たっては、市町村、県等の意見を聞き、事業内容、事業要件等が適正であることを判断するための聞き取り、書類の提出等の要請に従うものとする。また、関連する各種法令、計画等との整合性に配慮するものとする。
- (2) 市町村長は、別記2に基づき事業計画ごとのポイントを算出し、様式第2号により

所長に提出するものとする。

- (3) 事業実施主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係市町村間で調整できない場合に限り、様式第2号を参考にして、直接所長に計画書を提出することができる。この場合、事業実施主体は、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、所長に申請書を提出する際は、その写しを関係市町村へ送付するものとする。
- (4) 所長は、(2)により提出のあった要望を農政課長に提出するものとする。

## 2 予算の配分

- (1) 農政課長は、別記2に基づき、1により提出のあった事業計画の予算を配分し、その結果を通知するものとする。なお、予算の配分にあたり、必要に応じて農政課長は所長と協議を行うものとする。
- (2) 3により申請のあった事業計画が、1により提出のあった実施計画書の内容と一致しない場合、農政課長は、予算の配分を取り消すことができるものとする。

## 3 事業計画の承認申請

1の(1)の実施計画書を作成した市町村長は、様式第3号により承認申請書を作成し、実施計画書及び群馬県暴力団排除条例に定める暴力団等を排除するための措置として様式第4号を添付し、所長に提出して承認を受けるものとする。

## 4 実施計画の承認

所長は、3により提出された実施計画が本要領に定める基準を満たし、目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

## 5 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年12月27日規則第68号)第5条第1項の交付決定(以下「交付決定」という。)に基づき、行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合、事業実施主体は、交付決定前着工届を様式第5号により提出することで、交付決定前に着工できるものとする。

なお、交付決定前着工届の提出を受けた市町村長は、適正な指導を行った上で所長に提出するとともに、交付申請書の「3 経費の配分」の備考欄に着工年月日、交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

## 6 事業計画の重要な変更

市町村長は、所長の承認を受けた実施計画の重要な変更をするときは、3及び4に準じて様式第6号により提出するものとする。

なお、重要な変更とは、以下の（１）から（５）のいずれかに該当する場合とする。

- （１）事業の追加・取り止め
- （２）事業実施主体の変更
- （３）補助金額の増加又は 30%を超える減少

## 第 6 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

## 第 7 助成

- 1 所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、第 5 の 2 により配分された予算の範囲内において助成し、補助金の交付に関しては規則及び群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業費補助金交付要綱(令和 6 年 4 月 2 日(農第 30790-2 号))によるものとする。
- 2 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。
- 3 交付申請において、内示額の一部を保留して申請を受ける場合は、交付申請書に「以内申請理由書」(任意様式)を添付することとする。

## 第 8 調査報告・提言

事業実施主体は、事業実施年度から 3 年間、堆肥利用における栽培状況調査報告・提言書を作成し、翌年 4 月末までに様式第 7 号により、市町村長を経由して所長に提出するものとする。

## 第 9 管理運営

- 1 処分制限の対象となる施設等  
規則第 21 条第 2 項に規定する「機械及び重要な器具で知事が指定するもの」及び同第 3 項に規定する「知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの」は、本事業で整備する施設等とする。
- 2 処分制限期間  
規則第 21 条ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、施設等の竣工から耐用年数を経過するまでとする。
- 3 管理運営の方法

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体は、整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。

#### 4 財産管理台帳

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体は、2に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第8号）を備え置くものとする。

#### 5 事業名等の表示

本事業により整備した処分制限の対象となる施設等には、原則として本事業名・事業実施年度を表示するものとする。なお、その他、財産管理を行う上で、必要な項目を表示すること

#### 6 災害の報告

事業実施主体は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が、2に定める期間内に災害を受けたときは、様式第9号により、市町村長を経由して、速やかに所長に報告し、その指示に従わなければならない。

### 第10 その他

1 次の様式は、別紙のとおりとする。

- (1) ○年度 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業 実施計画書（様式第1号）
- (2) ○年度 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業の要望について（様式第2号）
- (3) ○年度 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業計画の承認について（申請）（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) ○年度 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業に係る交付決定前着工届の提出について（様式第5号）
- (6) ○年度 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業の変更承認について（申請）（様式第6号）
- (7) ○年度 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業による堆肥利用における栽培状況調査報告・提言について（報告）（様式第7号）
- (8) 財産管理台帳（様式第8号）
- (9) ○年度 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業により取得した財産の災害報告について（様式第9号）

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定

める。

3 事業実施主体は、この事業の実施に関する各種法令を遵守すること

附 則

この要領は、令和6年4月2日から適用する。



## 別記1 事業内容

### 第1 群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業内容

目的	堆肥の品質や散布、耕畜連携に向けた諸課題を明らかにし、解決に向けた実証を行い、事業活用者から政策提案を受け、堆肥活用の拡大及び環境負荷低減・資源循環型農業を推進する。
事業実施主体	直近一年間の農業での売り上げが、耕種（畜産以外の水稻、陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑等の栽培）で50%以上ある個人、法人及び団体
要件	以下の要件全てを満たすこと。 1 次のいずれかの認証・認定を受けている、又は受ける予定があること 「受ける予定」の場合、事業実施計画と一緒にぐんまエコファーマー制度等の認定申請書を提出すること（認定されない場合は対象外） ア 有機JAS認証 イ 群馬県特別栽培農産物認証 ウ ぐんまエコファーマー認定（エコファーマー認定含む） ※団体の場合は、各認証・認定を受けている、又は受ける予定がある構成員が過半を占めること 2 堆肥は、特殊肥料として、原則として群馬県内畜産農家から供給を受けること 3 堆肥は、自己利用を主とすること
成果目標	栽培状況調査報告・提言書（様式第7号）の提出
補助対象	・堆肥舎（屋根・土間コンクリートあり） （※堆肥舎に一体として併設する場合は、フロントローダ・堆肥散布機の格納保管庫も対象（別棟は対象外） （※設計監理料も含む。） ・フロントローダ（アタッチメントのみ対象（トラクタは対象外） （※原則として、堆肥製造使用に限る。） ・堆肥散布機（自走式含む）
補助率	2分の1以内
補助額の上限	以下の額を上限とする（補助額には消費税及び地方消費税を含まない。）。 （個人・法人）1,000万円 （団体等） 2,000万円

## 別記2 予算配分方法

本事業の予算の配分方法は、以下のとおりとする。

### 第1 ポイントの算出

別記2別表1に基づいてポイントを算出する。

### 第2 予算の配分

- 1 本事業は1事業実施主体につき年間1事業までとする（団体の場合は、この限りでない。）。
- 2 配分する予算の範囲内で、ポイントが上位の事業計画から要望額を配分する。
- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の要望額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。

別表1（ポイント算出基準）

項目	内容	ポイント数
環境保全型農業	有機JAS認証を受けている、又は受ける予定の者	15
	群馬県特別栽培農産物認証を受けている、又は受ける予定の者	6
	ぐんまエコファーマー（エコファーマー含む）認定を受けている、又は受ける予定の者	3
認定農業者	認定農業者	3
認定新規就農者	認定新規就農者	3
団体		5
年齢 （当該年度の4月1日現在） ※団体は、構成員の平均年齢	29歳以下	4
	30歳以上39歳以下	3
	40歳以上49歳以下	2
	50歳以上59歳以下	1
後継者 （当該年度の4月1日現在） ※団体は、非該当	以下のいずれかを満たす場合	2
	1 45歳未満の後継者が同一経営内に就農している場合 2 45歳未満の後継者が研修中で、事業実施年度の翌年度までに同一経営内に就農する予定の場合	

新規就農希望者 (研修生)の受入れ	直近5年間で研修生(1名以上・1年程度)の受入れを行った場合 ※団体の場合は、事業活用する構成員で受け入れている者がいれば、対象	5
GAPの実践	県GAP導入産地のGAP実践生産者である場合	1
	JGAP等の第三者認証GAPを受けている場合	5
農地中間管理事業	農地中間管理事業を利用して、農地を借り受けている場合	1
堆肥舎の整備	堆肥舎を整備する場合	10

※同一項目で複数の認定等を受けている場合は、最も高いポイントのみ計上する。